資料1-2

**＜審議事項＞**

**１．認定薬局の審査基準**

関係する法律や政省令、通知で示された判断基準、方針等を基に、大阪府における認定薬局にかかる審査基準を制定するが、地域連携薬局において都道府県知事に裁量が認められている要件がある。

【知事に裁量が認められている要件】

＜地域連携薬局＞

居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導の実績

（過去１年間において月平均２回以上実施）

都道府県知事が回数を別に定めることが可能

地域の特段の事情により、当該地域において本規定を満たすことが困難であり、地域連携薬局の認定が進まないと都道府県知事が判断する場合に限る※１

※１ 令和３年１月29日付け薬生発第0129第６号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知

〇居宅等における調剤業務等について　　　　 　　　〇厚生労働省の想定する地域連携薬局数

月平均２回以上の実績がある薬局

（府内）452軒

日常生活圏域（中学校区）ごとに少なくとも１薬局以上

（府内）1,418軒※2

（府内の薬局数4,248軒（令和２年３月31日現在））

**≧**

※２ 大阪府薬局機能情報（令和２年12月１日現在）

**〇大阪府（案）**

居宅等における調剤業務等について月平均２回以上の実績がある薬局は、国の想定する地域連携薬局数以上であることから、法で定める要件で対応したい。

＜参考＞認定薬局制度開始に向けた今後のスケジュール

〇５月頃：審査基準のパブリックコメント実施

〇６月頃：審査基準の確定。薬局開設者等への周知

〇７月中旬：申請受付開始

〇８月１日：法施行

**＜審議事項＞**

**２．目指すべき方向**

**地域包括ケアシステムを担う一員として認定薬局が地域医療の質の向上に貢献する**

＊大阪府では厚生労働省の想定軒数に準じた認定軒数を目指す。

　　地域連携薬局　　　　：日常生活圏域(中学校区)ごとに少なくとも１薬局以上

　　専門医療機関連携薬局：二次医療圏ごとに少なくとも１薬局以上

（参考）令和２年度大阪府薬事講習会のアンケート結果【抜粋】

〇回答数:1,468薬局

〇期　間:令和2年11月4日～同年12月31日

◎「地域連携薬局」の認定申請を行う予定あり703薬局47.9%)

　　（内、令和３年度中に申請予定の薬局193(13.1%)、時期は未定だが申請予定の薬局 510(34.7%)）

◎「専門医療機関連携薬局(がん)」の認定申請を行う予定あり 213薬局(14.5%)

　　（内、令和３年度中に申請予定の薬局　24(1.6%)、時期は未定だが申請予定の薬局189(12.9%)）

**３．今後の府の取組み**

（１）府民・関係機関※３ への周知　※３ 医療提供施設、介護施設等

・認定薬局の役割や活用するメリットを周知（ＨＰの作成、啓発資材等の配布）

・認定薬局を検索できるサイトを整備

（２）薬局への支援

・かかりつけ薬剤師・薬局の機能強化に係る事業の好事例を共有

・医療機関と薬局の連携及び在宅での服薬指導等に関する研修

**今後、薬事審議会で認定状況等を報告し、**

**認定薬局にかかる必要事項を審議いただく方針**